

日本の農業と法

—消費者の安全と食料・農業法制—

山
浦
康
明

はじめに

第1章 日本農業の衰退

第2章 食料・農業・農村基本法の制定と農地法の改正

(1) 農業基本法

(2) 食料・農業・農村基本法の制定経過

(3) 食料・農業・農村基本法の意義

(4) 農地法の改正

第3章 国際関係と農業

(1) WTO協定

(2) FAO

(3) CODEX委員会

(4) バイオセーフティ議定書

第4章 食の安定供給と安全性の確保

(1) 農業政策

(2) 食料政策

(3) WTO交渉への姿勢

むすびにかえて

はじめに

現在、日本の農業、そして食料をとりまく状況はきわめてきびしいものがあるが、一次生産者、加工事業者のみならず流通事業者、消費者も大きな関心をよせている国民的問題であることも事実である。⁽¹⁾ これまで、農産物の生産・流通・消費に関しては、農業基本法をはじめ規制法により農業保護をはかり、事業者の規制をおこない、農薬取締法や食品衛生法によって、その安全を確保する、というシステムが存在していた。しかし、「食糧法」、「食料・農業・農村基本法」の成立、「農地法」の改正などにより生産に対する政府規制のあり方は変化し、消費者の安全性を求める声により、食品安全行政も変わりつつあり、農業・食料に関する法のありかたも大きな変化をとげようとしている。

そこで、本稿では、消費者の安全性を求める視点を中心に、国内農産物の生産・流通をめぐる法規制のありかた⁽²⁾を検討し、今後の課題を考えてみたい。

第1章 日本農業の衰退

戦後一九六〇年代に生産力のピークを迎えた日本農業は、その後他産業との格差を生じ現在も衰退の度を強めている。二〇〇〇年の状況をふり返ってみても、ネギ、ほうれん草などの野菜の輸入増大による国内市場価格の下降

により国内の生産農家の経営は再生産も不可能となる事態となり、WTO下のセーフガード発令の論議が巻きおこった。⁽⁴⁾ また自主流通米の第二回入札価格も六〇キログラムあたり平均一七〇〇〇円を切り食糧法施行以来価格低下が続いている。⁽⁵⁾

こうした事態の背景には農産物の国内自給率の低下がある。一九六〇年には重量ベースで八二%であった穀物自給率も一九九九年には二七%にまで低下し、カロリーベースの供給熱量自給率も一九六〇年の七九%から一九八五年以降下がり続け一九九九年には四〇%にまで低下した。日本は世界一の農産物輸入国となり、トウモロコシ、大豆、小麦の多くをアメリカからの輸入に頼るようになったのである。

また畜産業においても一九九九年の自給率は肉類で五四%、鶏卵で九五%であるが、飼料は輸入したトウモロコシなどに依存しており、畜産、酪農の自給率も飼料を含めて考えれば極めて低い水準にある。また二〇〇〇年に明らかとなったトウモロコシ飼料や食品への未承認の遺伝子組み換え品種スターリンク混入問題は、安全性の点からも、輸入依存には問題のあることを明らかにした。

こうした国内農産物の自給率の低下は生産体制の弱体化によるものである。まず耕地面積は一九六一年の六〇八万ヘクタールをピークに年々減少し、一九九九年には四八六万六千ヘクタールと、五〇〇万ヘクタールを切る状況が続いている。農家数も引き続き減少し二〇〇〇年二月一日現在で三二二万九千戸と年々減少し、六五歳以上の就農者が過半数をこえ二〇〇〇年には就農者の平均年齢も六一歳となった。⁽⁶⁾ 中山間地を中心に農村部では耕作放棄地も増加し、農家・農村の維持継続が困難になっている。これには一九七〇年来の米の減反政策の長期化も与っている。こうした事態は農業基本法の打ち出した農業経営の大規模化を生み出したのではないばかりか、専業農家が経

営の危機を迎えているという結果をもたらしたのである。

こうした農業の危機、国民の食料の安全保障問題に対して、食料・農業政策として、都市農業の維持・振興のため税制上の農地確保を含めた土地利用のあり方、過疎地における農地確保の管理方法など、耕地に関する課題がその解決を求められている。また安全な食料の安定的な確保に関しても、国産の安全な穀物・野菜などを中心とした食料自給のあり方が求められている。

第2章 食料・農業・農村基本法の制定と農地法の改正

(1) 一九六一年に制定された農業基本法は、他産業従事者と農業従事者の所得の格差を解消するという目的をもつて、農業生産力の向上、農業所得の増大を図ろうとした。そのために、土地の基盤整備を進め、農地を大規模化し、機械化を進め、化学肥料の使用、農薬の多用を生んだ。しかし農業への投資の拡大は農産物の選択的な拡大となった。穀物の生産は、米に特化し、小麦・大豆の自給率は大幅に低下した。そして農業政策は米を中心に行われてきたが、その米自体が転機を迎えているのである。

また、日本国民の肉食指向、酪農品指向は畜産物の生産を促したが、その生産にあたり飼料はアメリカ産のトウモロコシを中心とした輸入品に依存することになり、畜産物の生産者価格の低迷と食肉輸入の増大により、畜産農家の生産基盤も輸入飼料に全面的に依存するぜい弱さをもっている。

こうした事態は、農業基本法が目指した、農業生産者の所得水準を多産業なみに引き上げるといふ目標が達成さ

れず、農地の集積も行われていないこと、また機械化は生産性を向上するという成果はみられたもののそのコストは化学肥料や農業の代金とあいまって農家の大きな負担となり、農家経済を圧迫しているという点で基本法の破たんを意味した。また集約的な近代農法は化学肥料や農業の多投を行い、生産者の健康被害、作物への残留農薬の危険性、農地の自然循環機能の破壊を生じさせる。

こうした点を総括するために、基本問題調査会が開催され、農業基本法の問題点が検討され、新たな基本法の制定が検討されたのである。

(2) 食料・農業・農村基本法の制定経過

一九九七年四月、政府は「食料・農業・農村基本問題調査会」を設置し、新たな農業基本法制定に向けて検討を開始した。この調査会では「食料」「農業」「農村」の三部会が開かれ、一九九七年一月二月「中間取りまとめ」が提出され、一九九八年九月最終報告書が提出された。⁽⁷⁾ その特徴は「食料の安定供給の確保」として国内自給と備蓄、輸入を組み合わせる、といったように国内自給の位置づけが不十分であること、食料の安全性の確保を「良質な食料」と表現し、あいまいにする態度、家族経営の保護と農業の大規模化の両論並記、持続的農業と農業生産の効率化の両論並記、農業保護政策と規制緩和・市場化の両論並記がみられたことである。これはそのまま一九九九年の新農業基本法案⁽⁹⁾にもちこまれ国会での審議が開始された。

しかし、今回の法案をめぐっては情報を広く国民に開示し、各層の意見を聞く態度を政府がみせたことは注目される。一九九九年五月より審議が開始されたこの法案に対しては、農業団体ばかりでなく消費者団体、市民団体か

からも意見が寄せられ、⁽¹⁰⁾国会審議では野党の意見を通してそうした意見が影響を与えた。例えば法案第二条「食料の安定供給の確保」について「国内の農業生産の維持、増大は国の責任において図ること」といった市民団体の主張は、法文の「国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせる行われなければならない。(同条第二項)」と修正に寄与した。

(3) この「食料・農業・農村基本法」⁽¹¹⁾は、旧農業基本法に比較して次のような意義をもっている。

第一に、その名称によるように、農業生産のみならず、農業の持続的な発展を通して国民の食料の安定確保、多面的機能の十分な発揮を実現し、また農村の振興をはかることを目的としているのである。この法律を具体化すべく二〇〇〇年三月に策定された「食料・農業・農村基本計画」⁽¹²⁾においても、食料自給率を二〇一〇年までに四五%まで引き上げるという目標が掲げられ、日本型食生活の啓発普及活動も始められている。また中山間地における過疎化をおしとどめるべく、直接所得保障もうち立てられ、二〇〇一年度からの予算も計上された。

こうした政策が普遍的意義を持つことを打ち出すためにも、「農業の持つ多面的機能」が強調されている。すなわち、水田や畑、果樹園、林地などは農産物・林産物を生産する食料安全保障の手段であるばかりでなく、その保水力は治山治水に重要な役割を果たし、洪水防止機能を有し、国土保全、水源かん養、自然循環の保全機能があ
る。また大気を清浄にし、田園地帯が存在することにより人々に健康や安らぎを与える良好な景観、保健・休養機能がある。また農村地域が持続することにより、地域社会が維持してきた文化を伝承する機能も強調されている。

第二に、旧農業基本法と比較して、規制緩和と市場化をおし進めようとするねらいがあることである。

価格政策によって農業保護を図ろうとすることは、農水省の負担を著しくし予算の削減に應えることができないこと、またWTO交渉での非関税障壁ととらえられかねないことなどから、農林水産物の販売にあたっては市場原理を導入しようとする流れが始まった。

第三に「食料・農業・農村基本計画」を策定することで、政策の透明性を高めようとする姿勢が出てきたことがあげられる。

(4) 二〇〇〇年一月二十九日に農地法の改正⁽¹³⁾が行われた。農業生産法人の形態要件に、株式の譲渡制限を行っている株式会社を加えることで、株式会社の農地取得が可能になった。株式会社の土地投機などの弊害を押さえるため、耕作者主義を維持する、との姿勢が見られるが、農業委員会の権限強化の実現の可能性、都道府県への農地転用規制の権限付与などが、現存する農地の減少をくい止めることができるかどうかは、今後の運用をみなければわからない。

第3章 国際関係と農業

(1) こうした国内農業政策は、農産物の関税率の設定、ミニマムアクセス米の輸入義務化にみられるように貿易ルールと密接に結びついている。カットウルグアイラウンド交渉の結果一九九三年、農産物貿易の自由化が合意さ

れ、一九九五年に設立された世界貿易機関（WTO）の交渉においても、農業部門の自由化問題が引き続き検討されており、日本政府の交渉理念が注目されている。二〇〇〇年一二月にまとめられた政府提案⁽¹⁴⁾では、ウルグアイラウンド合意後の実施状況の十分な検証をし、各国が陥っている食料・農業政策の困難を解決する貿易交渉とする、農業の多面的機能を認め、食料の安全保障を追求する必要がある、ミニマムアクセスの数量の削減、セーフガード措置の運用の改善、国内支持に関しては現行の農政改革を実現するための基本的な枠組みの維持、輸出補助金の削減と規律の強化、安全な食生活の確保、適切な表示制度の必要性、交渉の透明性を確保するために、消費者・市民社会に対して十分な情報を開示するとともに必要な意見表明の機会を提供すること、をうたっている。

ミニマムアクセス米については日本政府は一九九九年早期関税化を決定した⁽¹⁵⁾。これにより農産物の関税化は徹底され、関税率の設定が焦点になる。また二〇〇〇年にはミニマムアクセス量の交渉の問題が浮上した⁽¹⁶⁾。国産米の過剰問題をもかかえる中で穀物輸入の義務化については、貿易における輸出国と輸入国のバランスの問題がある。あわせて二〇〇〇年夏の野菜に対するセーフガード措置の発動問題も貿易ルールと国内生産とが密接にからむ問題である。

(2) 生物多様性条約にもとづく特別締約国会議がモントリオールで二〇〇〇年一月に開かれ、「バイオセーフティ議定書」が採択された⁽¹⁷⁾。遺伝子組み換え生物を輸出する国に対し、事前の通知と同意取り付けを義務づけた。輸出入の前に危険性を評価し、遺伝子組み換え生物が輸入国の生態系に影響を与えないことを確認することになる。しかし、対象として食料は除かれ、各国の国内規制で対処することになったが、コーデックス委員会での基準がこ

れからの世界の基準となる可能性が大きい。

(3) コーデックス(CODEX) 委員会は国連のFAO(食料農業機関)とWHO(世界保健機関)の合同の食品規格委員会であり、二〇〇〇年三月には千葉幕張で、遺伝子組み換え食品などの安全性の問題に取り組みバイオテクノロジー食品特別部会が開かれた。そこではバイオテクノロジー食品の安全性をめぐる評価が議論され、二〇〇三年の最終報告に向けて議論の方向性を打ち出した⁽¹⁸⁾。本会議の合意内容としては、バイオテクノロジー技術には多くの問題があるため、二つの作業部会を作り第二回会合までにドラフトを作る、第一作業部会では一般原則とガイドラインづくり、第二作業部会は分析手法に関する検討を行うことが決定された。バイオテクノロジー食品の安全性をめぐることは「実質的同等性」「予防原則」「追跡可能性」などの概念をどのように位置づけるのか、が今後の検討課題である。

(4) FAOのアジア・太平洋地域総会が二〇〇〇年九月に横浜で開かれ、一九九六年の世界食料サミットでの世界の飢餓撲滅の目的に關し、とくに栄養不良人口をかかえる発展途上国に対する貿易問題、生産力問題が検討された⁽¹⁹⁾。この会議において議論され報告された項目には、八億人もの世界の栄養不良・飢餓人口をいかにして半減するか、そのためには農業の生産力をいかに高めるのか、ガット以来の農産物貿易の自由化ははたしてこうした飢餓人口の減少に役立ったのかの検証をする必要があること、といった事項があった。またこれに併せて行われたFAO-NGO/CSO会議⁽²⁰⁾では、自由貿易原理によって自国の食料自給が失われたことを訴え、農産物の貿易自由化

には慎重であるべきとの議論、バイオテクノロジーを安易に農業生産力の救世主と考えるべきではない、との議論もあった。しかし閣僚会議の最終報告書には、そうした議論は盛り込まれることなく、事務官レベルでの協議内容がそのまま引き写され、飢餓人口半減という目標達成が難しいという見通しに対してこれまでの自由貿易優先論に対する十分な総括を行うことなく、バイオテクノロジーの推進といった科学技術への過度の信頼、投資の拡大といった世界貿易の是認、がみられ、新規技術に対する予防の原則が明記されなかつた。⁽²¹⁾ 今後、FAOの全体の理事会で今後の方針が決定されるが、WTOに対して一定の緊張関係を持ち続けることができるのかは予断を許さない。

こうした国際的協議により国際ルールが各国の制度の自主性を上回るかたちで効力を与えられ、国内ルールがそれに従わないと、自由貿易ルールを侵害するとしてWTOの制裁措置をとられることになる可能性も出てきたのであり、国内の農業政策にも大きな影響を与えているのである。

第4章 食の安定供給と安全性の確保

(1) 農業政策をめぐっては国内自給をいかに高め、安全で安心できる国内農産物を安定供給する仕組みをどう作るかが大きな課題である。中長期的に世界の食料不足が見通される中、カロリーベースで四〇％にも下がってしまった自給率では国民の食料安全保障が確保されない。生産体制の弱体化をきたした背景をふまえて日本農業の再生を果たさなければならず、五〇〇万ヘクタールをきった耕地面積を拡大し、耕地利用率も上げる必要がある。

米を取り上げてみると、潜在的に一〇〇％以上の自給が達成されうるものの、ミニマムアクセス米の輸入によ

り、一九九九年の自給率は九五%に落ちた。これに対する政策課題は減反政策の中止である。⁽²²⁾「食糧管理法」を改正した「食糧法」により、国は食料計画のために需給見通しを示し、米の生産計画、備蓄見通しを立て、生産調整目標を立てる。しかし、「新たな米政策」⁽²³⁾として打ち出した手法をもってしても、米の生産者価格の低下は阻止できなかった⁽²⁵⁾のであり、米生産者の営農意欲を削いできた。また三〇年にもわたる生産調整⁽²⁴⁾は耕作放棄地の二一万ヘクタールへの増大⁽²⁵⁾の一つの原因となっている。今後は以下の食料政策や貿易交渉ともあいまって、農業の多面的機能を発揮させる政策が必要となる⁽²⁶⁾。生産力増大のみを念頭におくのではなく、有機農業など環境重視型の農法、飼料用稲の作付け、小規模家族農業での有畜複合農業の復活など、各地域での取り組みを尊重し水田を活用する政策が必要なのである。⁽²⁷⁾

(2) 食料政策

国民の健康、栄養問題を考えると、脂質の摂取増大がみられる食生活の傾向は、生活習慣病の一つの原因でもあり、日本型食生活の普及は国民的課題でもある。「食料・農業・農村基本計画」では「食生活指針」⁽²⁸⁾が策定され、農林水産省、厚生省、文部省の三省からなる提唱として発表された。これは、食料、栄養・健康、自給率、食文化、食教育にわたる幅広い視点から、消費者へ、その実践を訴える形となっている。

国民の食料の安定供給と安全な食の確保という視点からみても、国内の農業生産を確保することは大切な課題であり、国内自給を高めるためには日本型食生活の食材を増やしそれを摂取することがそれに大きく寄与するのである。また、食材の生産に身近に触れ日本の自然環境を学び農村の文化を知ることが教育において極めて重要な視点

でもある。さらに、食事の残さを堆肥として利用するなど、給食を地域の農業生産と結びつけることができるならば、それは食教育として次世代への意識改革の一助となる。

また、食の安全性の確保のためには現行の食品衛生法の衛生管理の手法ではなく、安全で栄養のある地域の環境にあった伝統的な食材をいかにして生産し続けるのか、といった観点をもった法制度が必要となる。⁽²⁹⁾ また、遺伝子組み換え食品やクローン牛といったバイオテクノロジーを応用した新規食品についてはその安全性について問題があり、安易に導入すべきではない。⁽³⁰⁾

(3) WTO交渉への姿勢

一九九九年一二月のアメリカのシアトルでのWTO閣僚会議⁽³¹⁾の失敗以降、交渉の開始にむけた話し合いが二〇〇〇年度も事務レベルで行われたが、まだ交渉の立ち上げはおこなわれず、二〇〇〇一年の成り行きが注目されている。すでにふれた二〇〇〇年一二月の日本政府提案についても以下のような問題点がさらに認められ、市民団体などからの意見が寄せられている。

まず、WTOの貿易自由化論の哲学をめぐっては、ガット以来の農産物貿易の自由化により、輸入国での農業の衰退が著しいこと、輸出国にあっても、輸出用のモノカルチャーの手法により、水資源の枯渇、土壌の劣化が進み、また発展途上国でのモノカルチャーの推進により現地での家族農業の崩壊、農民の貧困化が進んでいるなどの問題点が指摘されている。

これに対して多様なNGOの提案がなされ、WTOの改革が迫られている。二〇〇〇年三月の世界NGOキャン

ペーンの「ポストン声明」⁽³²⁾では「文化の多様性、生物多様性、経済の多様性、および社会の多様性を保護し、地域経済と地域内貿易を優先させる政策を導入し、国際的に認知されている経済的権利、文化的権利、社会的権利および労働権を確保し、人々の主権と、国家および地域レベルにおける民主的意思決定プロセスを取り戻す必要がある。そのためには、資源の民主的管理、生態系の持続性、公正、および協力という諸原則、そして予防原則に基づく新しいルールが必要なのである」、と述べる。二〇〇〇年一月にまとめられた農水省の提案に対しては、ガット以来の自由貿易の考え方が世界各地の人々にいかなる影響を及ぼしてきたのか、日本の農業にいかなる影響を与えたのかを実際に検証してみる必要がある、農業交渉の枠を越えてWTOの交渉方式の改革案や市民社会への情報開示と参加の保証を盛り込む必要がある。

むすびにかえて ― 農業政策と法制度の関係 ―

日本の農業と食を取り巻く状況をふり返ってみると、国家が実施する国内の農業政策だけでは問題に対応しきれない事態が生じていることに気づかされる。これまで、農業基本法を中心とした国の産業政策としての農業政策が地方におろされ全国一律に実施される、その際には政府と農業団体が一体となって各種助成金など農業予算を用いて実効性を確保する、といった手法がおこなわれてきたが、それには限界があることを示しているのである。法制度は国会で作成され、国民の意見を反映させるものということが理想ではあるが、現実にはこれまで既得権を得てきた生産者団体、省庁、与党の間で決定されがちであり、地域に暮らす個々の生産者、全国の消費者の声が十分に

反映されてきたとはいいがたい。食料の安全保障を確立し安全な食料を確保するためには、地域の生産者・消費者の声が反映され、自治体の新たな提案が生かされる制度こそが求められている。

また農産物貿易も広がり海外の農産物に大きく依存するようになったわが国においては貿易ルールのありかたが、直接、食品に影響を及ぼすようになった。国内での食料政策・農業政策が諸外国にも大きな影響を与える状況でもある。こうした中では、国際的なルールづくりが重要な課題となっており、そのルールの策定にあたっては、先進諸国の決定だけでは不十分であることが自覚されてきた。世界各地での市民の声が取り上げられなければならないのである。国内の法制度もそうしたルールとリンクせざるをえない。

このように、現在の農業法制度をとらえるためには、食料・農業問題に取り組む日本および世界の地域での声をいかに幅広くとりあげることができるのかにかかっている。

- (1) 総理府広報室世論調査 二〇〇〇年七月六日～一六日実施
- (2) 一九九四年時点での米流通をめぐる問題点の指摘につき、山浦康明「規制緩和と食糧管理法」『現代経済と法構造の変革』所収一九九七年、三省堂
- (3) 「日本農業新聞」二〇〇〇年(ネギにつき)七月三十一日、(生シイタケにつき)八月二十七日
- (4) 「日本農業新聞」二〇〇〇年八月二十七日、九月八日、十一月三〇日、十二月六日
- (5) 「日本農業新聞」二〇〇〇年九月一日、九月二日
- (6) 「世界農業センサス」二〇〇〇年一月三〇日、農林水産省発表、「日本農業新聞」二〇〇〇年二月一日、二月五日
- (7) 食料・農業・農村基本問題調査会「中間とりまとめ」一九九七年二月一日
- (8) 食料・農業・農村基本問題調査会「最終報告書」一九九八年九月十七日
- (9) 食料・農業・農村基本法案一九九九年五月一日、国会審議開始

(10) 例えば「フードアクション21」の「食料・農業・農村基本法案に対する意見及び提案」（一九九九年四月二八日）では、食料の安全保障、食品の安全性、基本計画への市民の参加、有機農業の普及、家族農業の保護などを訴えている。

(11) 「食料・農業・農村基本法」一九九九年七月一六日
その構成は以下のとおり

第1章総則 第1条「目的」のもと、第2条で「食料の安定供給の確保」、第3条で「農業の多面的機能の發揮」、第4条で「農業の持続的な發展」、第5条で「農村の振興」をうたい、第13条で政府の「法制上の措置等」の責務、第14条で政府の「年次報告等」の提出義務をうたう。第2章では基本的施策として、「食料・農業・農村基本計画」の策定（第15条以下）、「食料の安定供給の確保に関する施策」の実施（第16条以下）、「農業の持続的な發展に関する施策」の実施（第21条以下）、「農村の振興に関する施策」の実施（第34条以下）を国に求めている。

(12) 「食料・農業・農村基本計画」二〇〇〇年三月農水省

(13) 「日本農業新聞」二〇〇〇年一月二九日、三〇日

「商経アドバイス」二〇〇〇年二月七日

(14) 「WTO農業交渉日本提案」二〇〇〇年二月八日公表、二月二二日WTO事務局へ提出

(15) 一九九八年二月一七日閣議決定、一九九九年三月二二日「食糧法、関稅定率法、関稅暫定措置法、食糧管理特別會計法」の一括改正案可決

(16) 日本提案は農業者、消費者、市民団体など国民各層からの意見や、政府、与党、農業団体の検討をもとにまとめた。現在七六万トンに拡大しているミニマムアクセス米の削減を目指す考えを盛り込んだ。「日本農業新聞」二〇〇〇年二月九日。

(17) 「日本農業新聞」二〇〇〇年一月三〇日

(18) 日本消費者連盟『消費者リポート』第一一一二号二〇〇〇年四月七日、第一一二二号二〇〇〇年四月一七日

DRAFT REPORT OF THE CODEX AD HOC INTERGOVERNMENTAL TASK FORCE ON FOODS DERIVED FROM BIOTECHNOLOGY Chiba, Japan 14-17 March 2000

(19) TWENTY-FIFTH FAO REGIONAL CONFERENCE FOR ASIA AND THE PACIFIC "Report of the Conference" Yokohama, Japan, 28 August-1 September 2000 (FAO閣僚會議報告書)

「日本農業新聞」二〇〇〇年八月三十一日参照

(20) REGIONAL FAO-NGOs/CSOs CONSULTATION FOR ASIA AND THE PACIFIC "REPORT OF THE CONSULTATION" Yokohama, Japan, 28-30 August 2000 (FAO-NGO/CSO協議会報告書)

(21) 山浦康明「アジア太平洋FAO-NGO協議会に参加して」『農村と都市を結ぶ』No.591 二〇〇〇年二月号

(22) 「減反政策差止等請求事件・訴状」減反やめよう! コメつくろう! 全国ネットワーク編一九九五年二月

(23) 「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」一九九九年一〇月

(24) 米の生産調整(減反)面積は二〇〇〇年米穀年度(二〇〇〇年一月～二〇〇一年一〇月)は一〇二万ヘクタールへと拡大した。

(25) 「世界農業センサス」二〇〇〇年二月三日、前掲注(6)参照

(26) 二〇〇〇年に提起された新たな政策をアトラングムに紹介してみると以下の通りである。

・JA全農が七月三〇日、食料自給率向上運動の一環として国産稲わらの完全自給に取り組む方針を決定。「国産稲わら緊急確保対策協議会」が発足した。今年の作付けは昨年の五倍の三六三ヘクタールあまりへと拡大し、今後も水田の転作作物として有望視されている。「日本農業新聞」二〇〇〇年七月三十一日、九月一六日、九月二一日、十一月一四日)

・農水省は八月三日、中山間地域対策を効果的・効率的に行うための中山間地域等総合振興方針を固めた。中山間地域に対して、①農林水産業その他産業の振興、②生活基盤の総合的整備、③快適性の向上・多面的機能の維持・増進による定住・交流環境の改善について数値目標を設定し、地域のプランを国が認定する、というもの。「日本農業新聞」二〇〇〇年八月四日)。なお今年度より「中山間地域等直接支払制度」が開始されている。

・農水省は八月二七日、「食料・農業・農村基本計画実施プログラム」を決め、二〇〇〇年度からの二年間で行う施策と、その後三年間でとる施策の方向を打ち出した。自給率目標の達成に向けた消費施策については、食品ロスの調査を行いそれを削減するための情報提供を検討するという筋道を示した。また食料輸入がストップした場合などの不測時の食糧安全保障の施策に関しては対応マニュアルを作る、望ましい農業構造の確立に向けては、農業経営者を育てるアグリビジネススクールを設けるなどとしている。

〔日本農業新聞〕二〇〇〇年八月二八日)

・二〇〇〇年度概算要求において農水省は食料自給率向上対策を打ち出した。食生活指針の普及・定着事業に一四億円を盛りこん

だ。生産対策では、各作物ごとに生産努力目標達成に向けた、農業生産総合対策事業、水田の汎用化や畑地かんがい排水などの生産基盤整備、畜産と耕種の関係強化した自給飼料増産対策、集積促進員を設置して農地の出し手・受け手の結びつけ活動を推進する農地利用集積実践事業などがある。農家の経営対策では、経営状況に応じた経営診断・相談、低利融資などきめ細かい経営支援を行う農業経営資源活用総合支援対策などが新規事業として盛り込まれた。(『日本農業新聞』二〇〇〇年八月二九日)

・農水省は一〇月六日、大豆及びさとうきびなどの甘味資源作物の価格と関連対策を決めた。大豆六〇キログラム当たり交付金合計は現行最高額の八五〇〇円となる。(『日本農業新聞』二〇〇〇年一〇月七日)

・農水省は農業経営所得安定対策の導入に関し二〇〇一年夏までに経営対策大綱やプログラムをまとめる方針を固めた。意欲ある農家、農業法人四〇万戸ほどに対し、他産業なみの生涯所得の確保をめざす。(『日本農業新聞』二〇〇〇年一二月八日)

(27) 『有機農業ハンドブック』日本有機農業研究会編集・発行一九九九年一月 農産漁村文化協会発売

(28)

・「食生活指針の推進について」二〇〇〇年三月二四日閣議決定『食料・農業・農村基本計画 関係資料』二〇〇〇年三月農林水産省

・農水省は八月八日、家庭や外食産業での食品の食べ残しや廃棄の全国調査をすると発表した。(『日本農業新聞』二〇〇〇年八月九日)

・農水省は日本型食生活の実践を後おしする「消費生活アドバイザー」制度の検討を始め二〇〇一年度からのスタートをめざす。(『日本農業新聞』二〇〇〇年八月二〇日)

・発酵させた残飯を豚の飼料としてリサイクルする研究が社団法人・食品需給センターの委託を受けて日本農業実践学園で進んでいる。(『日本農業新聞』二〇〇〇年八月二日)

(29) 食品衛生法改正を求める署名運動につき、第三二回全国消費者大会でも決議がなされた。二〇〇〇年一月九日現在で署名は一〇〇〇万人を越えた。

食品衛生法の改正にとどまらず、「食品安全法」といった抜本的な法の制定の必要性もある。

(30) 政府はヨーロッパ諸国が輸入を禁止した遺伝子組み換え食品を一九九四年以来承認し、国内流通を進めてきた。しかもスターリンク問題で明らかになったように安全審査体制に不備があり、未承認の飼料トウモロコシが食品として流通するという事態を見

過ごしてきたのである。さらには現在遺伝子組み換え米の市場への導入を進めようとしており、消費者団体、市民団体の反発を呼んでいる。前掲『消費者リポート』一〇八八・一〇八九合併号一九九九年八月一七日、一一一六号二〇〇〇年五月二七日、一一三三
三号二〇〇〇年一月一七日参照

「遺伝子組み換え食品いらない！キャンペーン」ニュース四一号二〇〇〇年一月三〇日参照

(31) 「WTOシヤトル会議報告①」山浦康明前掲『消費者リポート』一一〇三号二〇〇〇年一月一七日

(32) “WTO—Shrink or Sink! The Turn Around Agenda,” International NGO Campaign, 16-17 March 2000, Boston, USA